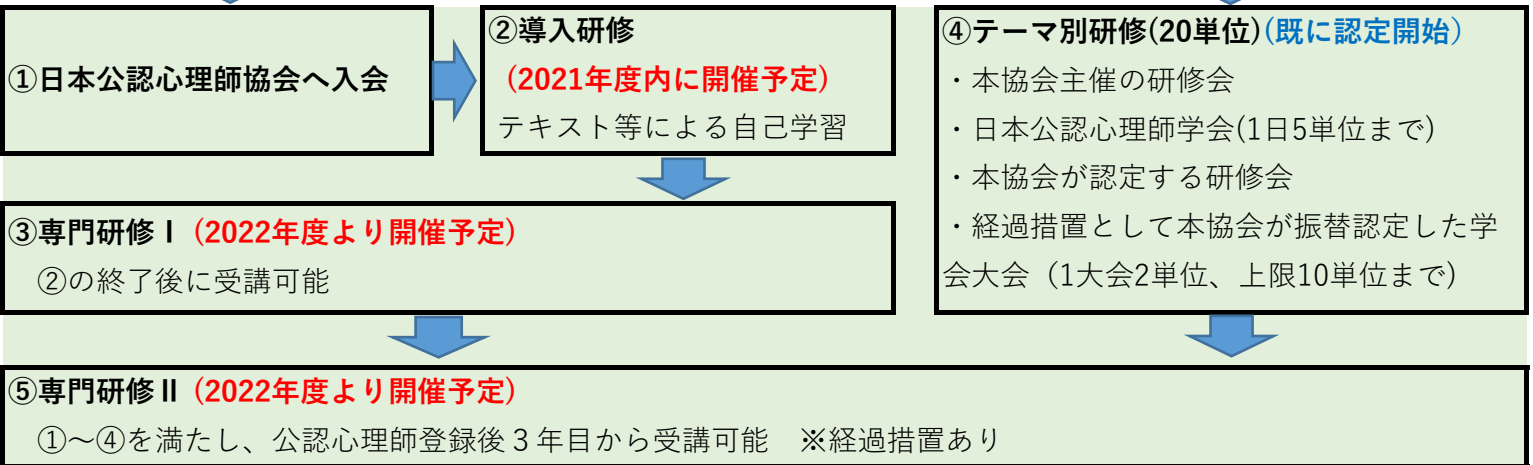


専門認定早わかりフローチャート（2021年12月15日版）

～会員の生涯にわたる知識及び技能学習の向上を可能とするための生涯学習制度（更新制）です～

公認心理師へ合格・登録



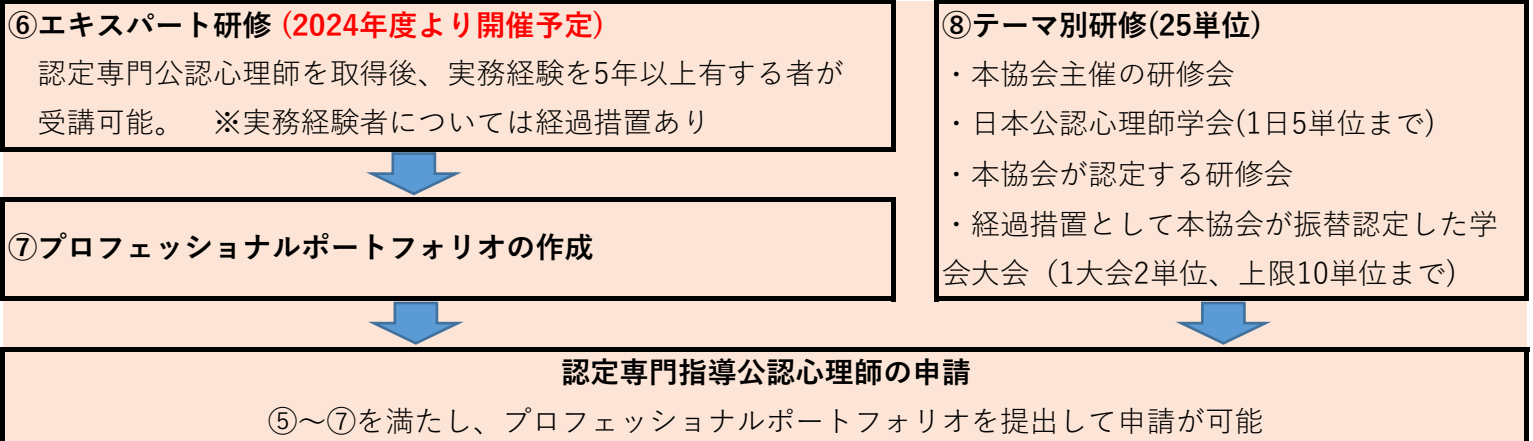
認定専門公認心理師の申請

公認心理師の登録を受けた後、5年以上の実務経験がある者が申請可能 ※経過措置あり

「日本公認心理師協会認定専門公認心理師」の認定

5年ごとに専門研修Ⅱとテーマ別研修25単位以上を受講したうえで更新が必要

※「認定専門公認心理師」を更新せず
「認定専門指導公認心理師」を目指す場合



「日本公認心理師協会認定専門指導公認心理師」の認定

5年以上の実務経験を積んだ分野に関して、テーマ別研修のうち10単位以上の当該分野に関するものであれば、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働のうち1つまたは2つ以上を、括弧で付記することが可能。5年ごとにエキスパート研修およびテーマ別研修25単位を受講し、プロフェッショナルポートフォリオを提出のうえ更新が必要

※詳しくは、ホームページ「専門認定制度」や「専門認定に関する規程」等でご確認ください。

<https://www.jacpp.or.jp/qualification/index.html>